

# インフルエンサー活用情報発信業務委託仕様書

## 第1 目的

本業務は、高い情報発信力を持つインフルエンサーを招請し、インフルエンサーの視点による観光魅力の情報発信により、フォロワーをはじめとした多数のユーザーへの情報拡散が行われることで、久留米市の新たな魅力の発見及び認知度向上、観光客の誘客拡大を図ることを目的とする。

## 第2 業務内容等

1. 業務の名称 インフルエンサー活用情報発信業務
2. 業務の期間 契約締結日の翌日から2025年（令和7年）2月28日まで
3. 業務の内容

SNSにおいて情報発信力及び影響力を有するインフルエンサーを招請し、久留米市で実際に体験した内容や独自の視点で発見した魅力について、各人が運営するSNSアカウントにおいて情報発信及び拡散を行うこと。

### (1) インフルエンサーの招請

- ①インフルエンサーを3名以上選定すること。
- ②日本在住または日本を活動拠点とし、日本語を用いて主に日本人に向けてのSNSを運用していること。
- ③「Instagram」もしくは「YouTube」を用いて発信することとし、それぞれ最低1名以上選定すること。
- ④1アカウントあたり「Instagram」は5万人以上、「YouTube」は2万人以上のフォロワーを有すること。
- ⑤主に福岡や九州エリアの情報発信を行っていること。
- ⑥主に日本人の20代～30代に影響力を有すること。
- ⑦業務の目的を理解し、久留米市の観光PRに協力的であること。
- ⑧本業務を通じて撮影した写真や動画、制作した動画について、今後の久留米市の観光プロモーションに使用することについて了承し提供できること。

### (2) 投稿内容の選定及び取材

- ①「食」「自然」「提案者による自由提案」の3つのテーマに沿って、本市への来訪意欲を喚起する投稿内容を提案すること。
- ②1テーマにつき1名以上のインフルエンサーを選定すること。
- ③取材するスポットは、1テーマにつき3か所以上とすること。
- ④取材するスポットや日時については、インフルエンサーの特性や意向を踏まえ、久留米観光コンベンション国際交流協会（以下、協会と言う。）と事前協議のうえ決定すること。ただし、協議には久留米市も同席する。

- ⑤インフルエンサーの旅行行程や撮影スケジュール等については、受託者が管理把握し、協会と協議しながら円滑に事業を実施すること。

### (3) SNS投稿

テーマ毎に選定したインフルエンサーが取材した内容について、各人のSNSにおいて投稿すること。投稿回数等については、下記のとおり媒体別に示す。

#### ①Instagram

- ・業務期間中に本投稿を10回以上すること。
- ・業務期間中に本投稿の拡散等を行うため、適時リール動画やストーリーズへ投稿すること。

#### ②YouTube

- ・業務期間中に動画を3回以上投稿すること。ただし、動画の長さは90秒程度とすること。

### (4) 追加提案

上記の他、本業務の目的を達成する上で効果的であると考えられることがあれば、予算の範囲内で提案し実施すること。

## 4. 目標設定

以下を重要業績評価指標（KPI）とし、達成に向け業務を実施すること。

- (1) 投稿数やエンゲージメント数等から2つ以上定量的な目標を設定の上、提案書の中で明示すること。
- (2) その他のKPIは別途設定の上、提案書の中で明示すること。

## 5. 実施報告

下記事項を実施報告書に記載すること。

受託者は、次の事項を記載した委託業務に係る事業完了報告書等を、委託業務完了後、速やかに提出すること。

- (1) 委託業務の実施期間
- (2) 委託業務に要した事業費
- (3) 事業実施における成果
  - ①発信した情報（SNSで公開したコンテンツ）
  - ②定量的な効果等がわかるデータ（投稿数、エンゲージメント数等）
  - ③上記以外の成果
- (4) 本委託業務において作成した成果物

### 第3 委託費用に含まれるもの

本業務の実施に要するすべての経費は、委託費用に含むものとする。

### 第4 留意事項

#### 1. 一般的事項

- (1) 受託者の企画案は、協会と受託者との協議により調整できるものとする。
- (2) 受託者は、業務の遂行状況について密に協会と共有を行うこと。また協会の意向を反映させるとともに、常に積極的な提案を行うこと。
- (3) 受託者が業務を遂行する上で必要な観光スポット等の画像や資料等は、受託者において許諾を得た上で収集すること。なお、協会が所有する画像、動画データは必要に応じ随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については、協会の指示に従うこと。
- (4) 本業務のために受託者が撮影および制作した動画等の著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。）は、協会に無償で譲渡するものとする。
- (5) 受託者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について厳守すること。
- (6) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。契約業務の一部を委託する場合については、協会の承諾を得るものとする。

#### 2. 業務体制

- (1) 受託者は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- (2) 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、協会との連絡を密に行い、遅滞なく業務が遂行できるよう本業務従事者の確保を行うこと。
- (3) 本業務従事者は、久留米市の観光等に精通しておくこと。

### 第5 その他

1. 本業務仕様書に明示なき事項、また業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
2. 受託者は契約締結後、すみやかに業務実施に係る計画（実施内容およびスケジュール）を提出すること。また業務の実施にあたっては、協会と協議した上で実施するものとする。
3. 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じた際は、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。

※本仕様書については、公募型プロポーザルの結果により、必要に応じて加筆修正します。